

議案第22号 「もりぐち児童クラブ事業入会児童室運営事業者 プロポーザル選定委員会条例案」

御報告申し上げます。

本案は、令和元年度から業務委託している、もりぐち児童クラブ事業入会児童室の運営について、現行の事業者との契約が令和5年度末をもって終了し、新たな事業者を選定する必要があるため、外部の有識者等で構成する、もりぐち児童クラブ事業入会児童室運営事業者プロポーザル選定委員会を設置しようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、事業者の選定に当たっては、当該事業の効果・検証を行った上で、利用者等へのアンケート結果を踏まえるなど、円滑な事業実施や利用者の利便性向上に繋がりたいこと。また、利用者からの様々な問合せに対しては、市としても真摯に耳を傾けるとともに、今後も、利用者目線に立ったきめ細やかな対応に当たりたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。